

第9回中野区子ども・子育て会議（第6期） 議事録

【日時】

2025年9月18日（木） 18時30分～20時30分

【場所】

区役所7階 701・702会議室

【出席者】

（1）出席委員 14名

寺田会長、和泉副会長、萩原委員、阿部委員、関委員、穂苅委員、中野委員、松田委員、三次委員、佐藤委員、宮内委員、小田委員、高橋委員、中尾委員

（2）事務局 17名

子ども家庭支援担当部長

子ども教育部課長 8名

地域支えあい推進部課長 3名

健康福祉部課長 1名

子ども・教育政策課子ども政策調整係 4名

【会議次第】

1 開会

2 議題

- （1）中野区子ども総合計画令和6年度事業実績（案）について
- （2）西中野児童館の委託に伴う運営事業者の募集について
- （3）東京都認証学童クラブ事業への対応について
- （4）子育て短期支援事業の拡充について
- （5）朝の子どもの居場所づくりについて
- （6）児童発達支援事業所等利用支援事業に係る第1子無償化について
- （7）新たな児童発達支援センターの整備について 3 その他

4 閉会

【配付資料】

資料1 中野区子ども総合計画令和6年度事業実績（案）について

資料2 西中野児童館の委託に伴う運営事業者の募集について

資料3 東京都認証学童クラブ事業への対応について

資料4-1 子育て短期支援事業の拡充について

資料4-2 中野区子育て短期支援事業独立型実施施設の愛称募集について

資料5-1 朝の子どもの居場所づくりについて

資料5-2 【別添1】保護者アンケートの結果

資料5-3 【別添2】「朝の子どもの居場所づくり」事業実施方法（案）

資料6 児童発達支援事業所等利用支援事業に係る第1子無償化について

資料7 新たな児童発達支援センターの整備について

【参考資料1】 第6期中野区子ども・子育て会議スケジュール（令和7年度）

【参考資料2】 委員名簿（第6期）

午後6時30分開会

事務局（子ども政策調整係）

お待たせいたしました。それでは、皆様、こんばんは。本日もお暑い中、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

会議の開催に先立ちまして、事務局からご報告いたします。本日は14名の委員の皆様にご出席をいただいております。大隅委員からはご欠席のご連絡を承っております。委員の過半数の皆様が出席されておりますので、会議は有効に成立しております。

《新しいWEB会議システムについて事務局より説明》

《会議の発言ルールについて事務局より説明》

以上でございます。それでは寺田会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

寺田会長

それでは、これより第6期第9回中野区子ども・子育て会議を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の議題に入りたいと思います。本日の議題は7件となっております。

それでは議題1「子ども総合計画令和6年度事業実績（案）について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（子ども政策担当課長）

《資料1について説明》

寺田会長

ありがとうございました。ただいまの議題についてご意見、ご質問などございますか。
和泉委員、お願いします。

和泉委員

2点、お尋ねしたいと思います。1つ目は、この事業実績の評価の中で、大抵は丸がついているわけですが、バツがついている箇所が2か所ほどございまして、これについて、どういう経緯でバツがついているのかということについて、追加でご説明いただきたいというのが一つです。

もう1点は、従来からこの会議でやってきた需要と確保方策の観点で、保育の需要について、おおむねマイナスの実績という。3歳以上に関しては多少無理になるか分かりませんが、計画以上に引き受けていただいているという、そういう結果になっているわけなのですが、いわゆる待機児童ゼロとの関係性の中で、かなり余裕が出てきたのか、あるいは

ぎりぎり、これは到達している数字なのかといった、実態についてご説明いただければと思います。2点お願いします。

事務局（子ども政策担当課長）

まず、バツがついている事業につきまして、1つはPDFのページで、7ページ目の一番下ですね。「子どもの権利に関する保護者向け講座の実施」というところです。こちら、保護者向けの講座というところで事業を記載しておるところではあるのですが、地区懇談会であったりとか、いわゆるPTAなど、保護者の方も入っているといいますが、参加されるような事業については実施しているところではあるのですが、保護者向けというところでの講座の開催が昨年度はできていなかったというところで挙がっています。

ただ、やはり大人向け、いわゆる保護者ですとか、大人の方向けの子どもの権利に関する講座を増やすというところについては、非常に大切なことだと考えておりますので、その点を踏まえて、実施等々、関わっていきたいと考えているところです。

もう1か所について、16ページ目については、バツが2か所でございますけれども、再掲なので、同じ事業になりますので、こちらで2か所ということになるかと思います。

事務局（幼児施設整備担当課長、保育施設利用調整担当課長）

私からは保育需要と実績のところでお話をさせていただきます。待機児童ゼロとの関係性というところですが、保育需要は大きく二つに分かれて、0歳から2歳児クラスを乳児クラス、3歳から5歳児クラスを幼児クラスと呼んで、区分しているわけですが、中野区の状況でいいますと、0歳から2歳児クラスについては、需要と供給がほぼ等しい状態で、待機児童はゼロなのですが、じゃあ、余裕があるかということとそんなことはなく、0歳児だけで言いますと、4月の段階では空きが多いのですが、年度末に向かって入園される方が増えてきまして、3月の段階ですと、ほぼ空きがないような状態になっております。

3歳から5歳児クラスにつきましては、保育士1人に対して、預かれる子どもの人数が増えますので、そもそも定員の枠が多く用意されているというところもありまして、近年、空きが大分出てきているというところで、同じ保育園の中でも格差が生じているような状態でございます。

区としましては、0歳児から2歳児については、現時点ですでに空きに対しての余裕はない状態ですが、保育園を整備していくかということになりますと、そこについては少子

化というところはあらがえないという波が来ていますので、待機児童を生まないような対策を今後考えていくようなところで、施設数は、これ以上増やすことは基本的には考えておりません。

あと、年度前半は0歳児が空いているというところがありますけれども、どんな影響が出るか、何とも言えないのですが、この9月から保育料の第1子無償化というのが始まっています、まだその影響は、区として実感しているところはないのですけれども、来年4月の入園申込み状況ですとか、そういったところには注視してまいりたいと考えてございます。

寺田会長

ありがとうございました。

ほかにご質問はありますでしょうか。阿部委員、お願いします。

阿部委員

ありがとうございます。質問というよりか、コメントを言わせていただきたいなと思いました。今日読んでいただいているのですけれども、子どもたちの意見を聞いたかどうかですとか、そういったことについては、非常に大きな欄を設けていて、詳しく書いてあるのですが、一番重要な今後の課題・改善点のところが、どれも周知方法について検討する必要がある、さらなる普及・啓発を進めていく、創意工夫をしていく必要があるというのが書いてあって、実際、何をやるのですかというのが、すごくよく分からないのですね。

なので、せっかく一つ一つの事業を評価なさるのであれば、場所などが問題なのかどうかというような、そういう検討を各課の中でやるということが、この評価をやることの意味であって、この表をきれいに埋めることではないと思うのですよね。そのプロセスがあまり、この評価は、申し訳ないですけれども、見えない。コンサルが書きましたみたいな感じのところがすごく見えてしまっていて、せっかく一つずつ評価をやるのであれば、子どもの声を聞いたら、子どもの声、何が挙がったのか。それで、何が問題だと言われたのか、遊具が面白くないと言われたら、じゃあどうすればいいのか。そういったことがきちんと書き込まれて、それで改善していくというところが、より見えるようになるというのではないかなと思いました。

今後の課題・改善点のところは、一番重点的に書いてほしいなと思うところだと思うのですね。そこをぜひご検討いただければなと思いました。意見でした。

寺田会長

ただいまの阿部委員のご意見に対していかがでしょうか。小飼課長、お願いします。

事務局（子ども政策担当課長）

こちらの評価、まずそもそもの前提のところ、よりPDCAを回していくというところで、形式的にこれをつくるということではなくて、評価するということをきっかけに、各事業が、子どもの最善の利益というか、そういった視点でより評価されて、なおかつ、よりよいものになっていくというところを、計画を評価するというところでは、ポイントだと私も考えているところです。

実際に、どのような子どもの意見があったというか、声を聞いた、こういった声があったというところについては、今回、この(3)のところで、事業ごとに聞いた意見については、様々記載をしながらしているところではあります。今後の改善点ですとか、課題のところに、こういった形でこういった工夫というかを今後していくのかというところについては、当然、表現の部分はあるかと思いますが、実際、実のあるものといえますか、形をとっていけるように、事務局としてもこの評価のプロセスとしての工夫というところですね、していければなと思っております。

寺田会長

ほかにご意見、ご質問ありますか。萩原委員お願いします。

萩原委員

ピンポイントの質問になってしまうのですが、これは、ファイルの12ページの事業一覧の上から二つ目に「学校開放事業」というのがあろうかと思うのですが、この趣旨を教えていただければと思います。「区立小中学校の校庭や体育館を、区民がスポーツ活動で利用できるように開放することで、子どもたちが安心してスポーツできる場所を確保します」と書いてあって、これは大人も含めてなのだと思いますが、それをさらに右のほうにスクロールしていきますと(3)。今ちょうどポインターの真ん中の(3)のところに、「区立小学校の校庭開放については、利用を区民在住または在学の小学生10人以上で構成された団体とされており、小学生の日常的なスポーツ活動の機会となっている」と書いてあって、条件が随分厳しいなと思ったのです。そこが気になっています。

つまり、このほかの事業も含めて、放課後の子どもたちの遊び場というのが、こういう都心では非常に数少なく、子どもたちが思いきり外でボール遊びも含めて、体を動かさないという状況がある中で、こういう校庭開放は貴重な機会だと思うのです。それが、こういう枠がはめられてしまっているのはなぜなのかというのを伺いたいのですが。

寺田会長

いかがでしょう。は石崎次長、お願いします。

事務局（子ども教育部長、教育委員会事務局次長）

このスポーツ開放とは別に、放課後に学校開放事業というのをやっています。それは放課後、自校の子どもたちが校庭を使って、いろんな遊びをしたり、制限はありますけれども、野球とかサッカーとかという、プレーはできないのですけれども、遊び場として開放しているという事業をやっています。そのほかに、中野の事情の中で、あまりスポーツ施設がないというところで、区民の方、特に小学生がスポーツ、例えば地域のスポーツクラブに対しての、開放するスポーツに触れ合う場というものがないという環境の中で、この事業として、これは担当の話になってしまうと、スポーツ振興課というところがやっているのですけれども、スポーツという観点の中で、学校を使ってスポーツに親しんでいただくという事業ですので、そこの折り合いの中で、子どもたちが自由に遊べる場をどう確保していくのかというところと、スポーツに親しめるところをつくっていけるかというところの中で、スポーツの中でも、在住・在学の小学生 10 人以上というのが、地域の子どもたちに学校を使ってスポーツに親しんでほしいという意味から、この条件を設けているところで、そこの割合であるとか、そこを有効に使う手だてというのは、続けていく必要があると思いますけれども、今のところはそういった切り分けの中で開放しているということでございます。

萩原委員

確かに、この一つ上の遊び場開放事業というのが、子どもたちが放課後、帰宅しなくても自由に遊べるということで、子どもたちのほうからも、ボール遊びもできるし、評価・評判が非常にいいというのは分かるのですね。学校開放事業との住み分けというところも考えつつ、どうやって折り合っていくかというところは一つ課題かとは思いますが、ただ今の子どもたちは非常に大人数異年齢の集団はつくらない、つukれないというのが実情かと思います。

ですので、ここの 10 人というのは、ハードルをもう少し下げてあげないと、体を動かして何かスポーツしたいと思ってもなかなか厳しい。相当大的な集団スポーツ、サッカーであるとか、野球であるとかというような、かなり組織化されたスポーツでないと、ここには子どもたちは参加・参画できないということが十分予想されるので、そのあたりは一つの検討課題かなと思いました。以上です。

事務局（子ども教育部長、教育委員会事務局次長）

その課題については区の課題として認識していきたいと思いますが、どちらかというと、その上の学校開放事業が個人として遊べるものに関して、このスポーツ開放はスポーツ団体を対象に貸出をしているというところから、こういう住み分けになっていますけれども、先生のご指摘の点もありますので、そのところは含めて、検討して今後は考えていきたいと思います。

寺田会長

ありがとうございました。ほかにご意見ございますか。佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

もし、ずれていたら申し訳ございませんが、17 ページ。前にも伺ったのですけれども、未就園児に対する支援の検討という項目があって、「検討を行います」と書かれているので、丸になっているのかなと考えましたが、以前伺ったときに、「どれぐらい実際にいるのですか」という数字を伺ったところ「把握できていない」というようなご回答だったと思うのです。令和7年度以降に、この検討を実際にこれから進めていくと理解はできるかなとは思いますが、小中学校で学校に行かせなかったという子が近くにいて、学校教育に対して魅力を感じないから、親が教えるから十分だと。確かに知識的なことは十分学べるかもしれませんが、人間は集団の中で生活しているので、集団生活というのは、どこかで、何らかの形で体験はあったほうがいいだろうと思うので、別に義務教育ではないので、6歳まで、入学までは自宅で保育をするというのは、もちろんそれはいいのですけれども、果たしてそういうご家庭ばかりなのかなという心配がちょっとあるので、今年度以降、もっと具体的な成果が出てくるのかなと理解してよろしいでしょうか。

寺田会長

今のご質問に対していかがでしょうか。では、小飼課長、お願いいたします。

事務局（子ども政策担当課長）

こちら未就、学校に行かれていない、ないしは保育園などの集団生活をされていないというところにつきましては、ご指摘いただいているところでは、前回いただいているところかと思えます。こういった状況を把握しながら、日々の業務等々を進めていくというところではありますので、こういった未就園児に対する支援というところでは、個々の状況を把握しながら、必要な連携を図りながら、引き続き検討を進めていきたいと考えているところです。

佐藤委員

もっと細かく言うと、どうして丸なのかなと。なぜ三角ではないのかなという単純なところも、ちょっと疑問です。

寺田会長

小飼課長、よろしいですか。

事務局（子ども政策担当課長）

こちらの丸というのが未就園児として、実際に通われていないお子さんが、こういった方法で把握していくのかというところを日々の関わりですとか、カウンセリングといいですか、相談業務の中で、実際に検討を行いながら進めていくというところについて、この事業の一つとして捉えているところではありますので、そういった日々の関わりですとか、関係機関との連携の中で、この支援自体を検討していくというところで、現状、日々のローリングの中で進めているという意味で、丸という形で、今回評価させていただいているところです。

佐藤委員

今年度以降、実績が出るように期待しております。

寺田会長

ほかに質問ございますか。高橋委員、お願いします。

高橋委員

ページ番号の 61 ページですかね。『子どもの意見表明・参加に関する手引き』を昨年 3 月に中野区がつくられたということで、全国的に見ても先駆的で、意義あるものという記述があるように、これ自体は素晴らしいことだと思っているのですが、記載にもあるように、活用がなかなか進んでいない。その結果、子どもの声というものも、なかなか反映できていないという結果で、再評価というところも先ほど説明していただいたのですが、最後の締めくくりとして「確実に実行されることを望みます」ということで、このままいくと、せっかくつくったものが、来年度も活用されずに終わってしまうのかなという危惧をしているのですが、現時点で来年度はどうやったらこの手引きが活用されるのかとかという、何か手だてなどが現時点で考えられていましたら、お教えいただきたいです。

事務局（子ども政策担当課長）

こちらの手引きにつきましては、各部各課の取組の中で、例えば計画の策定時など、意見を聴く際には、子どもの意見も聴く。その際にどういった方法で、どういったことに気をつけてというところを参照してもらいながら、活用してもらうというのを念頭に置いているということになります。

具体的に「この事業が」というところは、今申し上げることはなかなか難しいのですが、各計画の改定であったり、所管との連携の中で、こういった方法でできないかというところの相談も日々の中で受けることもありますので、そういった意味で活用していくということができればと考えております。

寺田会長

よろしいですか。それでは、ほかによろしいですか。中尾委員、お願いします。

中尾委員

先ほど、佐藤委員がお話しされていた 17 ページの未就園児に対する支援の検討のところなのですが、(3)に書いてある「支援を通して就園につながることで、子どもの生活の安定、就学に向けての準備が図られる」という、これが書いてあるのですが、未就園児に対する支援って、就園につなげることではないのではと私は考えたのです。

未就園児というのは、もちろん例えば、保育園に入りたいけれども入れないみたいな未就園の人もいれば、幼稚園が 3 歳からだから、3 歳までは別に自宅保育するという人が多いかなと思っていて、ここに書いてある就園につなげるというのが支援というよりは、例えば、幼稚園に入るまでの 3 歳の間、家庭で保育している、保育というか、子どもの面倒を見ている人たちの居場所をつくるだとか、保育園とかに行っていない分、3 年間も完全に親と子だけで過ごすというところで、ちょこちょこ何か育児のカウンセリングだとか、相談を受ける場をたくさんつくるだとか、そういったことかなと思っていて。ここで「就園につながる」と書いてあることが、どうして就園。就園が利益みたいになっているのですけれども、未就園児の定義というか、この就園につなげるという意図を知りたいなと思いました。

事務局（子ども政策担当課長）

こちらの記述については調べさせていただいて、一旦保留とさせていただいてもよろしいでしょうか。

寺田会長

古川所長、お願いいたします。

事務局（児童相談所長）

児童相談所長の古川でございます。ここのセリフは私が書いたわけではないのですけれども、私ども、例えば、児童相談所の相談の中で、「このご家庭、心配だよ」というご家庭の中には、来年から、例えば小学校に上がるご家庭なのだけでも、保育園にも幼稚園にも通ってなくて、集団生活の経験がないお子さんがいらっしゃる場合がまれにございます。そういった場合に、来年度の学校への進学に向けて、少しお子さんたちの集団生活を経験したほうがいいのではないのでしょうかといったような形で、幼稚園ですとか、保育園ですとかの利用をご案内することもございますので、そういった意味では、お子さんのより適切な成長に向けて、集団保育や集団生活の経験をしていただくというところで、この就園につなげるということは、私どもの活動の中では行っていることがままありますので、そういった意味で、ここの文脈は捉えていただけるといいのではないかなと思います。

今、委員のおっしゃった、3歳までのお子さんたちが親御さんと一緒に、地域の触れ合える場所ということで、例えば児童館に行ったりですとか、そういったところはまたお子さんたちの居場所ということで、また、とても大切なことかなと思っておりますが、この就園につながるというところでは、集団活動への参加というところの、お子さんの発達という側面で捉えていただけるとありがたいかなと思います。

中尾委員

ありがとうございます。

寺田会長

ありがとうございました。そうしたら、文言の書き方の提案ですが、支援を通し、子育て広場とか、子どもが複数集まる場所とか、就園につながること等、文言が長くなるかもしれませんが、私も今、古川委員がおっしゃる前に多分そのような意味かしらと。考えておりました。子どもたちが集まれる場とか、親子で触れ合う場とか、そういうところにつながる。ということが含まると良いのではないのでしょうか。

中尾委員

未就園児といっても、3歳までの未就園児と、6歳前とかの未就園児とで違う気がするので、その分けが分かるように書いていただいたらいいのかなと今、思いました。

寺田会長

この場合は未就園児とか、それから3歳以上とかと分けているわけではないですよ、この子ども・子育て会議も。ここの中で、くくりのところでは、就学前の子どもがどういふふうに集団とつながっていくかということを役所側も配慮しているというような書き方なのだと思うので、そこは分けなくてもよろしいのではないのでしょうか。私がここで意見を言うのは、司会なので本来避けたいところなのですけれども、そんなふうに感じました。

よろしいでしょうか。ご意見ありがとうございました。

それでは次に、議題2「西中野児童館の委託に伴う運営事業者の募集について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（育成活動推進課長）

《資料2について説明》

寺田会長

ありがとうございました。ただいまの議題について、ご意見、ご質問などございますか。宮内委員、お願いします。

宮内委員

これ、委託してしまいますよね。そうすると、区の、今までいらっしゃった館長とかはいないということですか。

学童クラブもあるので、学校とのつながりとか、そういうのを全て委託で済ませるのか、その辺。今、うちの地域、どっちかというとな館長が全部何か所を見て、キッズとか全て見ているという形なので、その点が何となく手薄になってくるというか、そういうことが起きていると思うのです。1館1館長というか、その方がすぐ分かるというような形を、子どもたちのほうもってほしいのではないかなと、私は思っているので、その辺のことをお聞きしました。

寺田会長

鈴木課長、お願いします。

事務局（育成活動推進課長）

委託した館の館長も、区の職員が館長を務めます。今年度、先行して委託している児童館が2館ございますけれども、そちらのほうも近隣の基幹型児童館と言われる館の館長が兼務をしておりますので、この西中野児童館につきましても、館長は区の職員といったことで配置をしてまいります。

寺田会長

よろしいでしょうか。そのほかにご意見ございますか。特にはないでしょうか。

本日、議題もたくさんございますので、それでは次に参りたいと思います。

それでは次に第3「東京都認証学童クラブ事業への対応について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（育成活動推進課長）

《資料3について説明》

寺田会長

ありがとうございました。ただいまの議題について、ご質問・ご意見などございますか。関委員、お願いします。

関委員

私は東京都の子供・子育て会議にも出ておりますが、そこで、ここと同じように、特に私立の幼稚園代表で出ておりますけれども、私立の学校であるとか幼稚園にも、学童クラブを空いた場所とか、室内にしても、園庭にしても、空いているところがあるところにつくってほしいと、ぜひお願いしたいという話をいただいてきたのですけれども、中野区としましては、それに手を挙げたいとなる幼稚園がありましたときには、これはどこに該当することになるのでしょうか。

寺田会長

鈴木課長、お願いします。

事務局（育成活動推進課長）

こちらのほうは、都の認証基準に基づきまして、例えば私立幼稚園のほうで実施をしていただけるということになりましたら、この認証学童クラブといったような形で、認証を取得していただいて、区のほうから学童クラブ事業に対して補助を行いまして、運営をしていただくといった形になろうかと思います。

うちのほうにも東京都のほうからそういった形でできるかといったような通知といいですか、そういった文書が来ておりまして、私立幼稚園のほうの補助と、この学童クラブの補助をどのように調整していくかといったところはこれからになろうかと考えております。

関委員

これから、園児もどこもかしこもですけれども、減ってきているところですので、また違う形で広げるということ。また、卒業した子どもたちに役に立つということ。いろんな意味で役に立つことがあるなと思うので、そういう考え方もいいなと。

それから、特別支援の子どもたちをたくさん預かっている私立幼稚園ですので、その子たちの放課後の特別支援クラスということもあったりすることも聞いています。東京都中の私立幼稚園には、それをもう始めているところもおありなので、「なるほどな」と思ったりするんですね。そうやって、横に広がるよりも、縦に広がるということも大切な役割ではないかと思うので、そういうことにつきましてのご相談というのは、区のどちらにご相談すればいいでしょうか。

事務局（育成活動推進課長）

学童クラブの実施につきましては、こちら育成活動推進課のほうにご相談いただいて、また私立幼稚園のことでありましたら、幼稚園のほうの担当を通して、こちらのほうにお話しいただいても構いませんので、どちらでも結構です。

関委員

そうしますと、制度とか、それから、人数とか、それからどこの範囲からなのかとか、全く今まで考えなかったことですので、一から教えていただくようにしていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

事務局（育成活動推進課長）

よろしくお願いします。

関委員

ありがとうございます。

寺田会長

ほかにいかがでしょうか。中野委員、お願いします。

中野委員

1 ページ目のところの、2 の主な運営基準の専用区画について、まず1 点目なのですが、けれども、将来的には児童1 人につきおおむね 1.98 平米以上ということなのですが、今の時点で、どこの学童クラブも在籍人数を増やしている状態で、この 1.65 平米をとっているのも、多分、現時点では結構ぎりぎりのところかなと思うのですが、今後どのように1 人当たりの面積を確保していくと考えているか、あれば教えていただけたらと思います。

事務局（育成活動推進課長）

こちらのほう、将来的に1.98平米以上を目指すというところは、東京都のほうからも時期のほうは明言されておりません。やはり急に1.98平米になると、定員を減らすかといったような対応しかできないというところは、東京都のほうも認識してございますので、当面の間は1.65平米という案内の仕方になっております。

区としては、例えばキッズ・プラザを整備するときに、今後につきましては、広めの部屋を確保して1.98平米になるようにといったところも検討はしているところですが、もう既にキッズ・プラザの設計とかに入っている場合は、これ以上広げるといったようなことはなかなか難しいので、そういったところは東京都のほうとも時期的なところですか、困難である学童クラブが多いですとか、そういったところは申し伝えていきたいとは考えております。

中野委員

ありがとうございます。

あと、2点目ののですけれども、長期休業期間における昼食提供の仕組みの導入ということなののですけれども、この仕組みは各事業者で取り入れていくのか、または中野区として、何かお弁当業者とかを例えば決めてやっていくのかとか、もしそういうのが、お考えがありましたら、教えていただけたらと思います。

事務局（育成活動推進課長）

既に中野区の学童クラブにおきましては、ほとんどの学童クラブで、ほぼ全てと言ってもいいぐらい、学童クラブで昼食提供の仕組みがございます。これは事業者ごとにお弁当業者さんと契約をしてといいますか、連携をして、保護者が直接お弁当業者に注文をして、そこから学童クラブに配送してもらうといったような形をとっておりますので、あえて仕組みを導入しなくても、今現在、既に基準は満たしているかなと思います。これは自分のところで調理するといったようなことではなくて、そういったようなお弁当、昼食の提供の仕組みがあれば基準を満たすということですので、今現在、ほぼほぼ達成はできているかなと考えております。

中野委員

ありがとうございます。

寺田会長

ほかにいかがでしょうか。阿部委員お願いします。

阿部委員

その場合に、費用といった面では、やはり経済的な困難のご家庭に対する何か補助ですとかはあるのでしょうか。

事務局（育成活動推進課長）

こちらの昼食提供はあくまでも任意の提供になりますので、保護者の方が実費でお支払いできるご家庭にご注文いただいているといったような形で、もし経済的な困難ということになれば、ご自宅からお弁当をご持参いただくとか、もちろん保育料に関しましては、そういった減免規定、減額ですとか免除規定というのはございますけれども、昼食提供につきましては実費という形で今現在のところはやっております。

阿部委員

そのところに、都の認証のお金は入らないのですか。

事務局（育成活動推進課長）

都補助に関しましては、昼食提供の仕組みを導入すればそこに加算する、補助が出るという形になっていますので、個人に対して、そういった困窮している家庭に対して、昼食代の補助という形ではないです。

阿部委員

そこら辺も、今後どのようなご家庭が使われるかということも含めて、それが理由で来られない子とかもいたりするかもしれないので、ご検討いただければなと思います。

事務局（育成活動推進課長）

今現在、お弁当注文率というのは、それほど高くないといったところが現状でございます。ほとんどのご家庭がご自宅からお弁当を子どもたちに持たせているといったようなところになっております。注文数ですとか、ニーズですとか、そういった困窮家庭からといったようなご要望がありましたら、仕組みにつきましては検討してまいりたいと思います。

阿部委員

恐らくお弁当を持っていつているというときのお弁当に何を持たせているかというところまで、やはり見なければいけないので、そこは、ですので、各事業所さんとかも、毎日のことですから、子どもたちのことを見ているかなと思いますので、それで、もし食のニーズというのがあるのであればというようなところかなと思います。お弁当を買っている

人が少ないというのは、必ずしもいい運営形態ではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

寺田会長

ほかにいかがでしょうか、ご質問はございますか。

ないようでしたら、それでは次、第4「子育て短期支援事業の拡充について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（子ども・若者相談課長）

《資料 4-1、4-2 について説明》

寺田会長

ありがとうございました。

ただいまの議題について、ご意見、ご質問などございますでしょうか。佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

マンションの一室を使われるということですよ。2歳から18歳、例えば男女、どういう割合になるのか、それは分からないと思うのですけれども、何部屋ぐらいあって、この日は女の子だけよとか、男の子だけよとかと、そういうことになるのでしょうか。ちょっと分からないので。

事務局（子ども・若者相談課長）

こちら対象は、委員おっしゃったとおり、2歳から18歳までの男女4名ということになってございます。

今回、マンションの一室でやるのですが、この601号室が、平米数でいうと115平米で、3LDKになっています。一つの洋室が12畳ほどありまして、そこが賃貸物件なので、そこに影響がないように、男女だとか年齢でうまく部屋をもう一つ、つくれるような仕立てで、1日に年齢とか男女、いろんなお子様をお預かりするのに対応できるような部屋づくりが可能なように、今準備をしているところであります。

佐藤委員

ありがとうございます。

寺田会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に議題5「朝の子どもの居場所づくりについて」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（育成活動推進課長）

《資料 5-1、5-2、5-3 について説明》

寺田会長

ありがとうございました。ただいまの議題について、ご意見、ご質問などございますか。
穂苅委員、お願いします。

穂苅委員

朝の居場所づくりということで、2点ほどご質問させていただきたいのですが、こちらに子どもが行く際に、保護者の送りは必要になるのでしょうか。

寺田会長

では、石崎次長、お願いします。

事務局（子ども教育部長、教育委員会事務局次長）

平日の朝の子どもの居場所づくりという事業ですけれども、基本的に今の登校時間に合わせて、いわゆる交通安全指導員を配置しているものですから、その前に登校していただくという事情を鑑みて、基本的には親御さんに送ってきていただいて、校門のところでお預かりするという事を考えているところでございます。

穂苅委員

ありがとうございます。それですと、保育園は、現在保育園で受入れが7時15分からお預かりしているという現状があるので、こちらの朝の居場所づくりとしては7時30分ですと、保護者の方がお仕事に行く時間も含めて、やり繰りが難しくなるのではないかなと思うと、15分されど15分なので、延長というか、15分からの受入可能という形にしていたら、現在7時15分で利用している園児さんもいらっしゃいますので、大いにより計画というか、にはなるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

事務局（子ども教育部長、教育委員会事務局次長）

この時間設定をした場合に、保育園と比べて、保育園の場合はお預かりをするときに、用意をしていただいたり、そのままお渡しするわけにはいかないというところから、ある程度一定時間、保育園での作業の時間もあるかなと思うのですけれども、これは校門のところで、もうそのまま入っていただけるというところから、この時間を設定したわけですが、今回やってみて、そういう支障があった場合には、そこについては柔軟に見直

しをしながら、事業を更新していきたいと思いますので、まずはこの時間帯の中から始めてみたいかなとは考えているところでございます。

穂苅委員

ありがとうございました。

寺田会長

かにご質問、ご意見ございますか。佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

現状でも、朝 7 時 30 分ぐらいに早く学校に来てしまうというか、学校に行かざるを得ない子どもがいて、学校全てなのかどうか分かりませんが、8 時 15 分にならないと校舎に入れない。だから、外で時間を潰しているというような状況があって、個人的には学校に余裕がないから、なかなか朝の時間に教室を開放しないのだろうなとは思っていたので、こういう取組をされるのはとてもいいかなとは思ってはいるのですが、学校とは、もう話を始められているのでしょうか。

例えば、現状では 8 時 15 分までは校舎に入れない。外で待っていて 15 分になったら入っていいよみたいな。でも先に入っている子が出てくるではないですか。この子たちは、1 回外に出るのかなとか、そういう具体的なことは、もう校長先生とお話は始められているのでしょうか。

事務局（子ども教育部長、教育委員会事務局次長）

今回、ここの資料にありますとおり、登録をするわけではないので、そこは親御さんの就労にかかわらず、朝の見守りということで、校門が開く 8 時 15 分までは朝の見守り事業として受け入れますので、そこについては、今、教員の働き方改革の問題もあるので、これは学校の授業前の教育委員会事業としてやるということで、学校とは話をしています。

ですので、そのときの事故の対応であるとかも含めて、どういう体制をとっていくかというのは、学校とは調整をしているところですので、8 時、いわゆる今までの校門が開かずに、校門の前で待っている児童というのは、これをするによって解消するかなとは考えているところでございます。

佐藤委員

そうすると、だからもう 7 時 30 分から学校の中に入れるという状況だったら、必要ないと言ったら失礼ですね。早く行って、みんなより先に教室にいたいとか、そういうふうに思うのかなと。だから、また 1 回外に出なさいよというような仕組みにするのか。

事務局（子ども教育部長、教育委員会事務局次長）

場所は、教室に入ることではなくて、きちんと子どもたちが安全に過ごせるように、いる場所は指定をしますけれども、8時15分になったら、もうその場所から教室に行くということで、1回外に出るとかということはないです。

佐藤委員

分かりました。そういう部屋がある学校はできるけれども、ない学校についてはなかなか難しいということですよ。空き教室とかがないとか。

事務局（子ども教育部長、教育委員会事務局次長）

例えば、体育館を指定していただいたり、図書館を指定していただいたり、それは学校の事情によって、ここだったら受け入れられるというところを、今、学校のほうと調整をして、どこにいて、朝の見守り事業をやるかという場所については、学校と調整しているところです。

佐藤委員

ありがとうございます。

寺田会長

ありがとうございました。ただいまの議題について、ほかにご質問やご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは議題6「児童発達支援事業所等利用支援事業に係る第1子無償化について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（障害福祉サービス担当課長）

《資料6について説明》

寺田会長

ありがとうございました。

ただいまの議題について、ご意見、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見がないようでしたら、議題7「新たな児童発達支援センターの整備について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（障害福祉サービス担当課長）

《資料7について説明》

寺田会長

ありがとうございました。ただいまの議題についてご意見、ご質問などございますか。
関委員、お願いします。

関委員

療育のことで、すこやか福祉センターから、アポロ園さんとゆめなりあさんにつながるということがございますけれども、すこやか福祉センターが、園の保育を見に来たりなどして、つなげていくということがこの頃多くあるのですけれども、少し前まではこの支援センター、アポロさんとか、区立のところがやっていたことを、すこやか福祉センターがなさる場合、こちらがそういった専門家に園に行ってもらって、見て、この子は、お母さんにその要求があったらつなげて差し上げたいなと思う子どものときに、すこやかさんに「この子は、今は問題ないですよ」と言われてしまうと、その方が療育とか心理とかの専門でない方にそのようにおっしゃられてしまっていて、お母さんはせっかくその問題意識を持って、この子どもによりよいことを思ったところが、それが一旦終わってしまうという、大変残念なことがたまにございます。こういうことにつきまして、こちらとつなげたりとかいうところの、この頃、少しその辺が曖昧に思われるところがあるのですけれども、どういうふうな規定になっているか。今後、私たちはどのようなスタンスで支援をさせていただければいいのかということをお教えいただきたいと思います。

寺田会長

それでは、平田課長、お願いいたします。

事務局（鷺宮すこやか福祉センター所長）

鷺宮すこやか福祉センター所長の平田でございます。よろしくお願いいたします。

今、関委員ご指摘の件ですけれども、すこやかがまず最初に療育相談の入り口で、それぞれのゆめなりあですとかアポロ園とつなぐ役割を担っているところでございます。各園に職員がお邪魔しておりますけれども、基本は福祉職が伺って、お子さんを拝見しています。また必要に応じて、心理職も同行しているところでございます。ただ、見立てが園と違ってしまうケースがあるというご指摘なのですけれども、保護者の方のご要望と違ってしまうということですかね。そこも含めて、保護者の方ともよくお話をし、療育につながっているところではございますけれども、やはりご要望に必ずしも添えないところもあるかと思えます。

関委員

そういう要望ということだけでなく、明らかにそうしてあげたほうが、お母さんもそう思ったわけですから、だから、判断は専門家にしていただきたいというところなのですね。お話を聞いて差し上げたり、気持ちを楽しんで差し上げたりするというすこやかセンターの役割は大いにあると思うのですけれども、頼ったり、それからそこで支援を受けるかどうかということについては、すこやかセンターさんではなく、やはり専門のところで行っていただきたいと思うわけですね。そのあたりです。

事務局（鷺宮すこやか福祉センター所長）

そのところにつきましては、すこやかとしましては、職員体制というところの課題があるとは感じておりまして、そのあたりにつきましては、所管である障害福祉課ともよく話しながら、どうしていくのがいいのかは、検討を進めてまいりたいと考えております。

関委員

少し前にお聞きしたときには、判断はアポロ園でしますと、当園に近いセンターで言えばうちの、とおっしゃっていたのが、「いや、そうではないです」とこの後、またおっしゃられて、保護者も大変迷われるということが時々ございます。

この時期（年齢的に）は「こんなもんじゃないですか」と、言われたり、それから「まだ大丈夫でしょう」という言い方とか、これは確実に素人の言葉だと思うのですよね。だから、やはりそういうことを軽々にはいけないなと思ひまして、お願いというか、意見を申させていただきます。

事務局（鷺宮すこやか福祉センター所長）

すこやかがアポロ園ですとか、ゆめなりあにつなぐ役割は担っておりますが、いわゆる心理判定ですとか、そういった専門職が行うべきところは、今でもそういった療育センターのほうで行っているところではございます。

ただ職員の言葉使いですとか、そういったところにつきましては、申し訳ございません。改善するように努めてまいります。

関委員

ぜひよろしくお願いいたします。

寺田会長

よろしいでしょうか。ほかにご意見やご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは最後に、議題3「その他」になります。何かございますでしょうか。今までご質問をするタイミングを逃してしまった方とか、最初の頃は大変質問が多かったわけですが、そのときにタイミングを逸してしまったとかいう方、いらっしゃいませんか。

では、萩原委員、お願いします。

萩原委員

議題5の朝の子どもの居場所づくりのところで、たしか長期の休みのときの学童クラブの預かりというか、延長というのが話題になっていたかと思うのですが、区立学童クラブの預かり時間延長というところですね。

このところで、長期休みに子どもたちが、とりわけ共働きの家庭では留守番をしなければいけないというのが、昨今NPOの調査等でも明らかになって、その調査を今、ネットを見て確認していたのですが、それを見ると、実は高学年のほうで長期休暇のときに1人で留守番をするというのが、割合がかなりあって、週4日以上が20%、週2、3日が20%、毎週1日は1人というのが12%ぐらいというのが出ています。学童クラブだと恐らく1年生から3年生が主な対象となっていて、それはそれで需要は確かにあると思うのですが、実は中高学年の子どもたちの居場所がないという状況が、そういうのはっきりしてきているということは、今後の検討の課題になってくるのではないかというか、既に課題なのだと思います。

それに加えて、先ほど来出ていた外遊びがしにくいという、そういう環境もあって、自由に子ども同士が外で約束をして遊ぶということが、そもそもできにくくなっているということを考えると、高学年の子どもたちに対しては、何かサポートするというか、居場所になり得る、しかも、友達同士でも会えるというようなことが、今後も非常に求められてくるのではないかと思います。

もう1点、参考までに申し上げますと、毎年、文部科学省から出ている児童生徒の問題行動に関する調査報告書を見ていますと、平成18年度以降、小学生の暴力発生率がどんどん上がってきていまして、実は今、中学を抜いてトップです。それは、とりわけ高学年なのですね。4年生、5年生、6年生と上がって行って、中学1年生ぐらいをピークにして、また下がるというような傾向が出ていまして、それが今、下がっていないのです。どんどん上がっているのです。つまり高学年の子どもたちに、何らかの相当なストレスがかかっているというのは、いろんなデータを総合して重ねていくとはっきりしてくるという

ことがありますので、今すぐというよりも、そういうことが今後、何かしらの施策の課題になるだろうということは申し上げておきたいと思います。以上です。

寺田会長

ありがとうございました。ご質問というよりも、ご意見をいただいた形になりますけれども、区役所側としては、何かご意見ございますか。では、鈴木課長お願いします。

事務局（育成活動推進課長）

学童クラブの観点で申しますと、おっしゃるとおり、今1年生から3年生が利用対象で、4年生から6年生は特別に支援が必要なお子さんが、学童クラブに入所できるというような形になっております。

朝の居場所ということではないのですけれども、先生がおっしゃるとおり、放課後の居場所というところでは、キッズ・プラザであるとか、先ほど資料1のほうであった遊び場開放であるとか、キッズ・プラザ、それから児童館といったところが自由来館で利用できるという形になっておりますので、高学年のお子さんがお友達に会うためにですとか、遊ぶためにいらっしゃっていただいているといったような形で、放課後の居場所としてご利用いただいているという形がありますので、今後も学童ではなくて、そういったところも放課後の居場所としてありますといったところは、しっかりご案内していきたいと思います。

萩原委員

それは分かるのですけれども、多分、インフラとして圧倒的に少ないのだと思います。つまり、児童館は確かにあるのですけれども、高学年が体を動かして、少し成長発達の度合いが大きい子どもたちというか、もう中学生ぐらいの年代になってくると、かなり体格も体力も低学年とは相当違ってくるわけです。そういう子どもたちと、低学年の子どもたちが同居できるかというと、なかなかできにくいという状態もあるわけで、そういうことも含めて、公園施策も含めて、総合的に子どもたちの、小学校中高学年生に対してのことは、施策の課題として考える必要があるのではないかなと思います。

事務局（子ども家庭支援担当部長）

子ども家庭支援担当部長の森です。先生が今おっしゃったところは多分そのとおりだなと思っていて、おっしゃるようにキッズ・プラザや児童館も、児童館は高校生まで一応対象だと言っはいつつも、結局、体力の差とかという部分について、なかなか特にキッズ・

プラザの、高学年にいくと、行きづらいというようなお話であるという状況もあるという
ようなところで、そこは認識しているところです。

居場所の部分での、インフラの部分で言いますと、今度10月20日にプレーパークを江
古田の森公園で開設して、そこでまた一つの居場所としては開設ということで、インフラ
整備を進めていく予定にしているところではあるのですが、おっしゃるところは、区とし
て課題認識を持って対応していかなければいけないと思っていますので、考えていく必要
があるかと思います。

もう一つ、中高生の部分になってくるといろいろと、また、中高生の居場所事業とかと
いうのを区のほうも一応進めてはいるのですけれども、そういうことも含めて、子どもた
ちの居場所については引き続き考えてまいります。

寺田会長

ほかにご意見は。関委員、お願いいたします。

関委員

専門会議の用であって、都の子供・子育て会議に出たことなのですけれども、都側から
ですけれども、やはり子どもたちから意見を聴くというのを始めるという話をお聞きして、
なるほどなと思ったのです。子どもたち部会をつくるという話で、高・中・小と、上から
来るといいだろうということで、これをぜひ進めたいという話をお聞きした
ものですから、とてもいいことではないかなと思ひまして、別に奇抜な意見を聴こうとい
うのではなくて、切実な意見を持っているように、前お伺いしたときに思ひましたので、
ぜひそんなことから始めていただけたのかなと思ひまして、意見を申し上げました。

寺田会長

何かご意見ございますでしょうか。それでは小飼課長お願いします。

事務局（子ども政策担当課長）

子どもの意見を聴いていくというところにつきましては、当然、子どもの権利条例とい
うのを中野区は持っておりまして、その中でも、子どもの意見を聴いていくというところ
はとても大切なこととして定めていますし、認識しているところです。

区事業としては、ティーンズ会議という会議もありまして、今年度、その事業を小学4
年生まで対象を拡大して実施しているなど、こういった事業もありますし、個別にアンケ
ートなどを、事業とかを併せて実施しているなど、子どもの意見を様々な形で聴いてい
こうというところで実施しているところです。

なので、今おっしゃったような形とはまた少し違うかもしれませんが、いろいろな場面ですとか、機会を捉えて子どもたちの声をしっかり聴いていくということは丁寧にやっていきたいなと考えています。

関委員

子育て部会というのは、どちらかというと子どもたちが責任を持ってその中で意見を発することができて、自分たちの責任ある発言ができるということにもなるのだなと、そのとき思いましたので、そのところは、ただ吸い上げるというのではないような気がしまして、申し上げました。

寺田会長

ありがとうございました。ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは最後に事務局からお願いいたします。

事務局（子ども政策調整係）

《情報提供4点について説明及びヤングケアラー支援事業動画視聴》

事務局（子ども政策調整係）

ありがとうございました。本当に子どもから大人まで見やすいアニメとなっておりますので、皆様のお近くの地域の皆様、関係各所に宣伝・共有していただければと思います。

事務局からは以上でございます。

寺田会長

ありがとうございました。それでは、ほかには何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題・報告は以上で終了となります。

事務局（子ども政策調整係）

そうしましたら、最後に次回以降の日程について、事務局から共有させていただきます。参考資料の1をお開きください。「第6期中野区子ども・子育て会議スケジュール（令和7年度）」をご覧ください。次回の会議の日程は11月6日木曜日となっております。詳細のほうは追ってご連絡させていただきます。ご予約のほど、よろしくお願いいたします。

会議の終了後につきましては、パソコンは電源を切らずにそのままの状態でお帰りください。

また、駐輪場などをお使いの方におかれましては、駐車券に割引スタンプのほうを押させていただきますので、終了後、こちらまでお越してください。事務局からは以上となります。

寺田会長

それでは、第6期第9回中野区子ども・子育て会議を終了いたします。

皆様、本日はありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

午後8時24分終了